

人事院宛 公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

人事院総裁 一宮なほみ 殿

公務労働者の賃金は、民間労働者にも波及し、地域経済や地域間格差の拡大に大きく影響しています。労働者の賃上げはますます重要となっており、公務員賃金の社会的影響力を考えれば、積極的かつ大幅に改善していくことが求められます。

さらに、初任給の改善、年金支給まで生活維持が可能な再任用職員の賃金水準の確保、処遇が劣悪な臨時・非常勤職員の賃金・労働条件改善・均等待遇の実現、休暇制度拡充、長時間・過密労働の是正なども待たなしの課題であり、安心して働き続けられる職場をつくるためにも、人事院の役割発揮がきわめて重要です。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、18年人事院勧告において以下の要求を実現するよう求めます。

【私たちの要求】

1. 初任給をはじめすべての公務労働者の生活と労働実態に見合う大幅な賃金改善を行うこと。また、職務給の原則にもとづき、賃金の地域間格差を是正すること。
2. 臨時・非常勤職員の雇用の安定と均等待遇をはかり、ただちに賃金の時間額を全国どこでも最低1,000円以上に引き上げること。また、夏季休暇をはじめ休暇制度を拡充すること。
3. 再任用職員の賃金は、職務と生活実態に見合うよう大幅に引き上げること。また一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当等を支給すること。
4. 雇用と年金の確実な接続をはかるため、以下の要求を実現すること。
 - ① 定年年齢を65歳まで引き上げること。
 - ② 職務給原則に基づき、年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。
 - ③ 短時間勤務制度を創設し、フルタイム勤務との相互転換が可能な制度とすること。
 - ④ 65歳まで働くことが困難な職種には特別の措置を検討すること。
 - ⑤ 役職定年制の導入は一方的に行わず、慎重に検討すること。
5. 「子の看護休暇」や「育児時間」などの対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめ両立支援制度の拡充をはかること。
6. 長時間過密労働の是正、超過勤務の縮減にむけ、実効ある対策をはかること。
7. 実効あるメンタルヘルスやハラスメント対策を行うこと。

氏名	住所

※ 署名は、それ以外の目的には使用しません。7月25日に人事院へ提出します。

政府宛 定年の引上げに関する要求署名

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

政府は、2017年に定年を引き上げる方針を閣議決定しましたが、定年の引き上げが適当であるとの意見の申し出を人事院が行ったのは2011年です。民間企業では、定年を65歳以上に延長する企業が徐々にではあるものの拡大を続けています。また、政府として「年齢に関わりなく働き続けることができる社会」をめざしていることからすれば、公務労働者の定年延長はすみやかに実現すべき課題です。

一方職場では、長時間・過密労働が蔓延し、多くの公務労働者から60歳の定年まで働き続けることができないと切実な声が上がられています。健康を害するような公務労働者を生み出すことなく、定年まで安心して働き続けられる職場環境を整備することが求められています。

以上のことから、政府として以下の切実な要求の実現にむけ、責任ある対応を求めます。

【私たちの要求】

1. 雇用と年金の確実な接続をはかるため、以下の要求を実現すること。
 - ① 定年年齢を65歳まで引き上げること。
 - ② 職務給原則に基づき、年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。
 - ③ 60歳以降で退職した場合は、現行の60歳定年時に支給される退職手当を下回らないこと。
 - ④ 短時間勤務制度を創設し、フルタイム勤務との相互転換が可能な制度とすること。
 - ⑤ 65歳まで働くことが困難な職種には特別の措置を検討すること。
 - ⑥ 役職定年制は画一的な導入は行わず、慎重に検討すること。
2. 再任用制度については、以下の事項を改善すること。
 - ① 再任用職員の賃金は、職務と生活実態に見合うよう大幅に引き上げること。
 - ② 一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当を支給すること。
 - ③ 当分の間、再任用制度は併置すること。
3. 定員管理の柔軟な運用を行い、希望者全員のフルタイム再任用を保障するとともに新規採用者を確保すること。同時に財源を措置すること。

氏名	住所

※ 署名は、それ以外の目的には使用しません。7月25日に政府へ提出します。